

令和3年11月22日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

感染防止対策に係る協力をお願いについて

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長 神奈川県知事から、次のとおり通知がありました。
つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

(県知事通知の概要)

- 県内の飲食店、イベントにおける人数制限(1組(テーブル)4人以内または同居家族、2時間を目安)を11月22日付けで解除
- 今後5千人を超えるイベントについては、事業者が「感染防止安全計画」を作成し、県が確認することで、人数上限を収容定員まで緩和(「感染症防止安全計画」については、11月25日から受付開始)

知事メッセージ

県民、事業者の皆さんによる、基本的な感染防止対策の徹底のおかげで、新型コロナウイルスの感染は、落ち着いた状況が続いています。この間の皆さんのご協力に、改めて深く感謝いたします。

こうした中、国は、基本的対処方針を変更し、飲食店やイベントの人数制限を緩和することとしました。また、新たにワクチン検査パッケージを活用することで、今後、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用された状況でも、人数制限などを行わないことにしました。

これを受け、本県では、飲食店に対して「1組（1テーブル）4人または同居家族、2時間を目安」としてきたお願いは、本日から解除します。

5千人を超えるイベントについては、事業者が「感染防止安全計画」を作成し、県が確認することで、人数上限を収容定員まで緩和します。「感染防止安全計画」については、11月25日から受付を開始します。

また、県では、県民限定で県内旅行の割引を行う「かながわ県民割」と国の事業である「Go To Eat 食事券」の販売を12月1日から再開することとしました。さらに、国が打ち出した新たな経済対策にもしっかりと対応し、経済のエンジンをまわしていきます。

このように、制限を緩和し、社会経済活動を促進していく中で、感染の再拡大を招かないためには、県民、事業者の皆さんが、基本的な感染防止対策を引き続き徹底することが何よりも大切です。

新型コロナウイルスは消滅したわけではありません。もうすぐ年末年始を迎える時季となりますが、混雑した場所や感染リスクの高い場所は避けるなど、ウイルスは身近にあるという意識を強く持って、みんなでM（マスク）・A（アルコール消毒）・S（遮蔽とショートタイム）・K（距離と換気、冬は加湿）の基本的な感染防止対策を継続していきましょう。

令和3年11月22日

神奈川県知事 黒岩 祐治



今後の県の取組について

(令和3年11月19日の国の対処方針の変更を踏まえて)

令和3年11月22日

取組の概要

11月22日（月）～

県民向け

- マスク飲食、MASKなど基本的な感染防止対策の徹底を働きかけ

飲食店等

- 感染防止対策の徹底を働きかけ
- マスク飲食実施店認証制度の取組みを継続
- ガイドライン遵守の要請（法第24条第9項）

大規模
集客施設等

- 入場整理など感染防止対策の徹底を働きかけ
- ガイドライン遵守の要請（法第24条第9項）

イベント
開催

- 11月25日（木）から次の人数上限の遵守を要請（法第24条第9項）

		5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人以下の施設	10,000人超の施設
大声あり	チェックリスト公表	収容定員の半分まで可		
大声なし	チェックリスト公表 (安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
	安全計画策定	収容定員まで可		

※安全計画を策定しない場合は、チェックリストの公表が必要

- ガイドライン遵守の要請（法第24条第9項）

県民に対して

現在

11月22日～

次の事項への協力を依頼(法によらない働きかけ)

次の事項への協力を依頼(法によらない働きかけ)

○ 外出の際は、昼夜を問わずマスク飲食の実践、
M・A・S・Kによる基本的感染防止対策等の徹底

○ 同左

○ 在宅勤務、時差出勤などの実施

○ 同左

○ マスク飲食実施店等、感染防止対策が図られた
店舗の利用

○ 同左

○ 人混みは危険という意識を持ち、混雑を避け、
マスクなしの会話など感染リスクが高まる「5つの場
面※」の回避。特に、会食の際は、大人数は避け、
短時間とする。(1組(テーブル)4人以内または
同居家族、2時間を目安)

○ 人混みは危険という意識を持ち、混雑を避ける、
「三つの密」の回避、マスクなしの会話を回避

※①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ
飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、
⑤居場所の切り替わり

飲食店・大規模集客施設等に対して

	現在	11月22日～ 
飲食店等	<p>次の事項への協力を依頼(法によらない働きかけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マスク飲食実施店認証制度の取組みを継続 ○1組(テーブル)4人以内または同居家族、2時間を目安 ○感染防止対策の徹底 ○ガイドラインの遵守 	<p>次の事項への協力を依頼(法によらない働きかけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○同左 ○削除 ○同左 ○同左(法第24条第9項)
大規模集客施設等	<p>次の事項への協力を依頼(法によらない働きかけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入場整理など感染防止対策の徹底 ○ガイドラインの遵守 	<p>次の事項への協力を依頼(法によらない働きかけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○同左 ○同左(法第24条第9項)

イベントに対して

現在(~ 11月24日)

11月25日~

次の事項への協力を依頼(法によらない働きかけ)
○人数上限と収容率要件のいずれか小さい方

収容率		人数上限
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方
・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 <small>(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等)</small> ・展示会 等	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等	
100%以内 <small>(席がない場合は適切な間隔)</small>	50%以内 <small>(席がない場合は十分な間隔)</small>	

○次の人数上限の遵守を要請(法第24条第9項)

大声 ※1	区分 ・安全計画策定 ・チェックリスト公表	5,000人以下の施設	5,000人超~ 10,000人以下 の施設	10,000人超 の施設
あり	チェックリスト公表	収容定員の半分まで可		
なし	チェックリスト公表 (安全計画なし)	収容定員 まで可	5,000人まで 可	収容定員の 半分まで可
	安全計画策定 ※2	収容定員まで可		

※1 大声の定義「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」

※2 ・安全計画を策定しない場合は、チェックリストの公表が必要
・安全計画の策定は、「大声なし」の担保が前提

○ガイドラインの遵守

○入場者の感染防止のための整理誘導

○令和4年1月末までの大規模イベントの事前販売分について、上限1万人とすることを働きかけ

○同左(法第24条第9項)

○同左

○削除

その他

事業者全般に対する働きかけ(継続)

- 在宅勤務等の推進
- 業種別ガイドライン遵守の要請(法第24条第9項)

県機関における対応(継続)

- 県民利用施設は、基本的な感染防止対策を徹底した上で、運営する。
- 県立高校等は、基本的な感染防止対策を徹底しながら、通常の教育活動を実施。ただし、時差通学を継続。
- 県立特別支援学校は、基本的な感染防止対策を徹底しながら、時差通学及び短縮授業を継続。

その他

ワクチン・検査パッケージについて

【PCR等検査無料化について】

- 健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない県民を対象として、ワクチン・検査パッケージ等の検査を無料で実施。(来年3月末まで)
- 感染が拡大傾向にある場合には、知事の判断により、特措法24条9項に基づき、感染に不安を感じる無症状者に対して、ワクチン接種者を含めて検査を受けることを要請(検査費用は無料)。
- 実施時期等については、国の動向を踏まえ、改めて周知。

【行動制限の緩和について】

- 飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和するもの。
- 実施時期、店舗の登録等の手続きは、国の動向を踏まえ、改めて周知。

社会経済活動の促進 に向けた取組みについて

【概要】

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、地元・神奈川県
の魅力を再発見する契機とするため、**県民限定で県内旅行の費用を支援**

【経緯】

令和2年10月1日 予約受付開始（販売対象期間 令和2年10月8日～令和3年2月28日）

※ 令和2年11月30日以降、新規販売停止

※ 令和2年12月28日以降を日程に含む旅行の既予約分の割引運用停止

【予算額・執行状況】

R2.6補 (A)	R2.11補 (B)	R2.予算計 (C=A+B)	R2.実績 (D)	繰越額 (C-D)
10.4億円	10.3億円	20.8億円	5.8億円 (4.8億円)	14.9億円 (13.4億円)

※ () 内は、割引原資の金額

【販売開始】

令和3年12月1日（水）12時
（割引適用期間：12月1日～1月31日）

※12月1日（水）12時に特設HPで登録事業者
を公表

※感染状況が悪化した場合は、事業の中止等
を含め、対応を検討

【今回の割引額】

旅行代金		割引額	
		定番	再発見
宿泊	6,000円～	3,000円	5,000円
日帰り	3,000円～	1,500円	2,500円

※**定額制**を導入

※GoToトラベル事業との併用**不可**

【概要】

- Go To Eat 食事券事業は、国（農林水産省）の事業で、県内では、東武トップツアーズ株式会社が受託事業者として事業を実施 （受託事業者は、県の意見を聞きつつ、事業を進める）
- 1セット12,500円の食事券を10,000円で販売（LINE電子クーポン、コンビニ紙クーポン）

【経緯】

令和2年11月6日 食事券販売開始

令和2年11月25日 食事券販売一時中断

令和3年1月8日 店内飲食での利用を控えるよう呼び掛け（テイクアウト、デリバリーの利用は可）

令和3年10月25日 販売済み食事券の店内飲食での利用自粛を解除

【販売・利用状況（11月15日現在）】

（※金額は額面（25%プレミアム込み））

販売予定（A）	販売済み（B）	利用済み（C）	未利用（B - C）	未販売（A - B）
250 億円	125 億円 （予定額の約5割）	117億円 （販売額の約9割）	8 億円	125 億円

【食事券の販売再開】

➡ 12月1日から、食事券の販売を再開（感染状況により再中断の場合あり）

※「マスク飲食実施店（認証申請中の店舗を含む）」に限り利用可能

販売期間：令和3年12月1日から12月24日まで（販売予定額に達した時点で販売を終了）

利用期間：販売済みの食事券を含めて、令和4年3月22日まで

販売価格：1セット12,500円の食事券を10,000円で販売

種類：「コンビニ紙クーポン」と「LINE電子クーポン」の2パターン

1 販売再開

(1)販売開始・終了時期

食事券の種類	販売開始時期	販売終了時期
コンビニ紙クーポン	令和3年12月1日(水) 13時から	令和3年12月24日まで
L I N E 電子クーポン	令和3年12月1日(水) 10時から	※ 販売予定額に達した時点で販売を終了

(2)コンビニ紙クーポン

- ・クーポン券（紙）をセブンイレブン、ローソン、ミニストップで販売
- ・1セット（発行額面12,500円）あたり1,000円×5枚、500円×15枚で販売
- ・1人1回2セットまで購入可能

(3) L I N E 電子クーポン

- ①利用者はL I N Eで「Go To Eatかながわ」公式アカウントをお友達登録
- ②トーク画面でクーポン代金購入情報を入力し、食事券を購入
- ③対象店舗で「加盟店QRコード」を読み取り、食事代金等を支払い
 - ・10,000円（発行額面12,500円）または20,000円（発行額面25,000円）を選択可能
 - ・1つのL I N Eアカウントで40,000円（発行額面50,000円）まで保有可能

(4)販売予定額 約125億円分（約100万セット）

(5)留意事項

新たに販売する食事券は、「マスク飲食実施店（認証申請中の店舗を含む）」に限り利用可能

2 食事券事業の概要

(1)実施主体（国（農水省）からの受託事業者）：東武トップツアーズ(株)横浜支店 電話：045-326-1120

(2)コールセンター：0570-052-140（利用者用）、0570-052-130（飲食店用）
受付時間：10時～19時(土日祝日、年末年始（12/30～1/3）は休業)

(3)ホームページ：https://www.kanagawa-gte.jp/

(4)登録店舗数：10,446店（令和3年11月11日現在）

基本的対処方針の見直しのポイント

参考

全面改訂し、より読みやすく理解しやすい記載に改める。

- ①「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（令和3年11月12日政府対策本部決定）を踏まえた内容に見直しを行う。
 - ・感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を対策の柱として記載
- ②「新たなレベル分類の考え方」（令和3年11月8日コロナ対策分科会提言）を踏まえ、緊急事態宣言の発出等の考え方を見直す。
 - ・緊急事態宣言はレベル3相当、まん延防止等重点措置はレベル3又はレベル2相当で総合的に検討する。
- ③ワクチン接種の進捗を踏まえ、また、第三者認証制度やワクチン・検査パッケージ等を活用し、行動制限を緩和する。
 - ・飲食、イベント、外出・移動等の制限緩和
 - ・出勤者数の一律7割削減目標の見直し（引き続きテレワークの活用等を推進） 等

※ 今後、感染が大幅に拡大し、この基本的対処方針による行動制限措置では不十分と判断される場合には、感染状況に応じ、一般医療の制限措置とあわせて、行動制限措置の強化内容を検討し、基本的対処方針の見直しを行う。

飲食

現状

緩和の内容

	認証店	非認証店	認証店	非認証店
下記以外の区域	<p>[平時]原則として時短要請なし・酒提供可・人数制限あり</p> <p>※9月末に緊急事態措置区域から除外された都道府県については、1か月までを目途に段階的に緩和することとしており、都道府県知事の判断により以下の[感染拡大の傾向が見られる場合]の対応を基本として要請</p>		<p>[平時]原則として時短要請なし・酒提供可・人数制限なし</p>	
〔感染拡大の傾向が見られる場合〕	<p>都道府県知事の判断により、以下の抑制策を実施。</p>		<p>都道府県知事の判断により、以下を基本として要請</p>	
	<p>21時までの時短要請 協力金:2.5~7.5万円/日</p>	<p>20時までの時短要請 協力金:2.5~7.5万円/日</p>	<p>時短要請なし・酒提供可 協力金:なし</p>	<p>20時までの時短要請・酒提供可 協力金:あり</p>
まん延防止等重点措置地域	<p>①20時までの時短要請・酒類禁止 協力金:3~10万円/日</p> <p>〔感染が下降傾向にある場合、知事の判断により、 ②20時までの時短要請・19時半まで酒提供可 協力金:3~10万円/日 ただし、第三者認証制度の普及状況、地域の感染状況等を踏まえた知事の判断により、以下も選択可 ③21時までの時短要請・酒提供可(20時まで) 協力金:2.5~7.5万円/日〕</p>	<p>20時までの時短要請・酒類禁止 協力金:3~10万円/日</p>	<p>① 時短要請なし・酒提供可 協力金:なし 又は ② 21時までの時短要請・酒提供可 協力金:あり</p>	<p>20時までの時短要請・酒類禁止 協力金:あり</p>
緊急事態措置区域	<p>20時までの時短要請・酒類禁止 (酒提供店は休業) 協力金:3~10万円/日</p>		<p>① 重点措置の②に同じ 又は ② 20時までの時短要請・酒類禁止 (酒提供店は休業) 協力金:あり</p>	<p>20時までの時短要請・酒類禁止 (酒提供店は休業) 協力金:あり</p>

5人以上の会食回数を要請・呼びかけ。

ただし、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、人数上限なし。

5人以上の会食回数を要請・呼びかけ。

イベント	収容率			人数上限			時短		
	その他	重点	緊急	その他	重点	緊急	その他	重点	緊急
現状	大声あり 50% 大声なし 100%		50%	5,000人 又は 収容定員 50% のいずれ か大きい 方	5,000人	5,000人	なし	なし(注2)	21時
緩和の 内容 (案)	大声あり 50% 大声なし 100%		収容定員 まで	【感染防止安全計画策定(注1)】			なし	なし(注2)	なし (注2)
				20,000人 ワクチン・検査 パッケージ制度の適用 により、収容定員まで 追加可	10,000人 ワクチン・検査 パッケージ制度の適用 により、収容定員まで 追加可				
				【感染防止安全計画を策定しない場合】 現状と同じ					

※遊園地などについては、従前通り、緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。

(注1)5,000人超のイベントに適用。「大声なし」が前提。
 (注2)都道府県知事の判断により要請を行うこともあり得る。

移動		現状	緩和の内容
下記以外の区域	県をまたぐ移動	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染防止策を徹底する 	(現状と同じ)
まん延防止等重点措置地域	外出	<ul style="list-style-type: none"> 日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。 混雑した場所等への外出半減。 少人数で、混雑を避けて行動。 	<p>外出:混雑した場所や感染リスクの高い場所を訪れる場合を除き、<u>ワクチン接種の有無にかかわらず、国として自粛要請の対象に含めない。</u></p> <p>県またぎ移動:<u>ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、国として自粛要請の対象に含めない。</u></p>
	県をまたぐ移動	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控える。 	
緊急事態措置区域	外出	<ul style="list-style-type: none"> 日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。特に、20時以降の不要不急の外出自粛。 混雑した場所等への外出半減。 少人数で、混雑を避けて行動。 	
	県をまたぐ移動	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の都道府県間の移動は極力控える。 避けられない場合は検査を勧奨。 	

※ 学校行事(修学旅行等)は、基本的に、外出や移動の制限の対象外。